

寄居町国土強靱化地域計画

令和4(2022)年3月

(令和7(2025)年4月改正)

寄居町

目次

第1章 計画の概要

- 1-1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 1-2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 1-3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2章 町の概況

- 2-1 自然条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 2-2 社会状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 2-3 想定する大規模自然災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 2-4 過去に被害をもたらした災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

第3章 計画策定の基本的な考え方

- 3-1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 3-2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 3-3 事前に備える目標(行動目標)・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 3-4 地域強靱化における自助・共助・公助・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

第4章 脆弱性評価

- 4-1 脆弱性評価の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 4-2 想定するリスクによる被害の伝播の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 4-3 リスクシナリオの設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 4-4 リスクシナリオの発生回避等に向けた評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

第5章 強靱化に向けた行動(事前に備える目標)

- 5-1 近年の災害の際に生じた主な課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 5-2 重点的に推進する取組の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 5-3 事前に備える目標(行動目標)別の強靱化に向けた行動・・・・・・・・・・20

第6章 施策分野別の強靱化に向けた方針

- 6－1 施策分野の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 6－2 施策分野とリスクシナリオの関係・・・・・・・・・・ 34
- 6－3 施策分野ごとの取組の方向性・・・・・・・・・・ 35
- 6－4 横断的分野ごとの取組の方向性・・・・・・・・・・ 61

第7章 地域強靱化の推進に向けて

- 7－1 地域強靱化に向けた推進体制の確保・・・・・・・・・・ 66
- 7－2 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進・ 67

別 冊 寄居町国土強靱化地域計画 資料編

- ・ 寄居町国土強靱化地域計画における交付金・補助金対象事業一覧
- ・ 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等

※具体的な取組・事業の詳細については「（別冊）寄居町国土強靱化地域計画 資料編」に記載
--

第 1 章 計画の概要

1-1 策定の趣旨

国では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25（2013）年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行した。また、平成26（2014）年6月には、国の国土強靱化に係る国の他の計画の指針となる国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）が策定された。

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものである。

基本法第13条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を定めることができる。」旨、規定されている。

本町は、これまで、地震、風水害、大雪等の災害を経験している。これらから学んだことを生かし、大規模自然災害等発生時には、町民の生命、身体及び財産と町民生活や地域産業を守り、迅速な復旧・復興を果たすため、社会状況や地域特性を踏まえた大規模自然災害への脆弱性を平常時の備えにより克服（強靱化）することが必要である。

以上のことから、町民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、町民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、町民の安全・安心を守るよう備えるため、寄居町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定することとした。

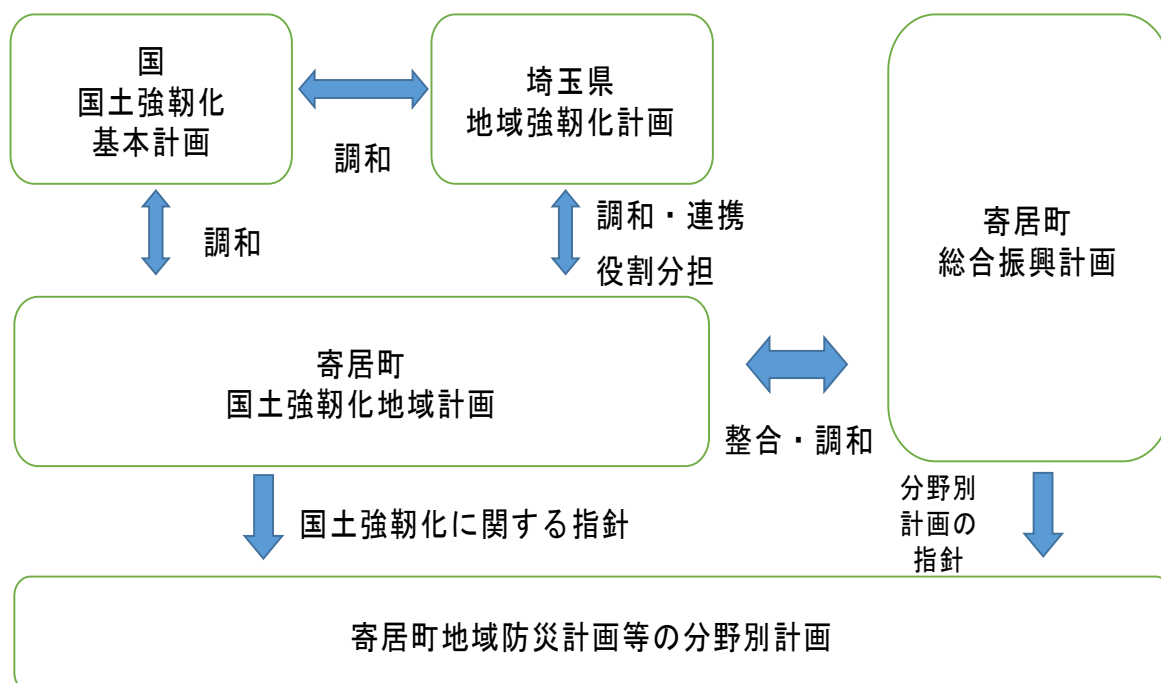
1-2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づき策定する「地域計画」として、本町における地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる基本的な計画である。

このため、本町を包含する県土全域に係る「埼玉県地域強靱化計画（以下「県地域計画」という。）」との調和を保つとともに、「第6次寄居町総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）」や「寄居町地域防災計画」等とも整合・調和を図りながら、国土強靱化に関して、本町における様々な分野の計画等の指針となるものである。

本計画は、発災前における平常時の施策を対象とした計画であり、これに対し、災害対策基本法に基づく「地域防災計画」は発災後の応急復旧のための役割ごとに実施主体と取組内容を明確にすることが中心の計画である。

■国土強靱化地域計画と関連計画の位置づけ



1－3 計画期間

本計画は、総合振興計画と整合を図るため、計画期間の見直しについては、原則として総合振興計画の見直し時期と合わせることにする。

ただし、計画期間中においても、社会情勢等の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、見直し・改善を必要に応じて行うものとする。

本町では、町政運営の基礎となる総合振興計画の数値目標（成果指標）と町民満足度調査などの結果により、施策評価を行っており、この評価結果を効率的な予算・組織や事業実施方法に反映するPDCAサイクルに基づき計画を進めている。

本計画においても、このPDCAサイクルとの連携を図り、進捗状況の把握を行っていく。

また、本計画の実効性を高めるために、毎年度、強靱化を進めるために取り組む事業を取りまとめ、本町における強靱化のさらなる推進を図る。

第2章 町の概況

2-1 自然条件

(1) 位置・面積

本町は、東京都心から約70km、埼玉県北部、荒川が秩父山地から関東平野に流れ出すところに位置し、東西約13.7km、南北が約12.0kmで、面積は64.25km²の区域を有している。

地形は大別すると、南西部の山地と北東部に開けた平野からなっており、さらに、西から東へ流れる荒川によってつくられた河岸段丘による起伏のある地域や、北部の利根川流域となる台地上の地域等、複雑な地形を呈している。

〔本町と都心等を結ぶ広域交通網〕



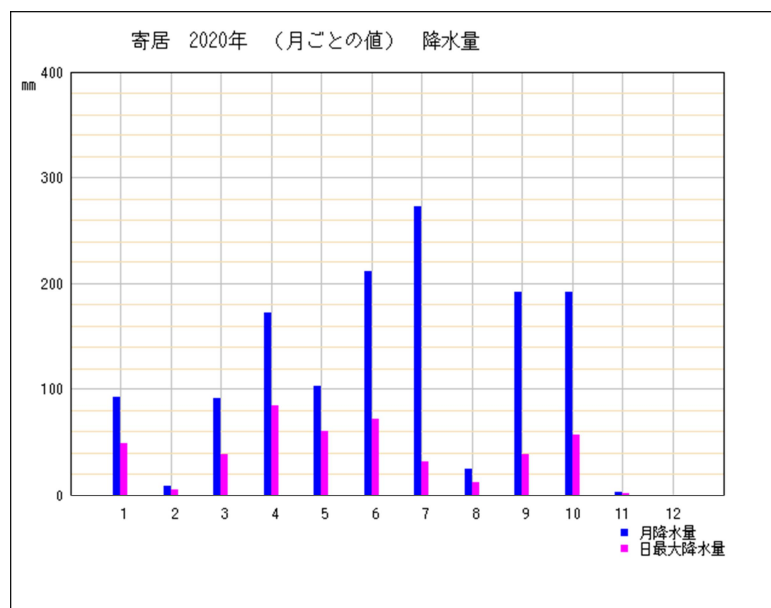
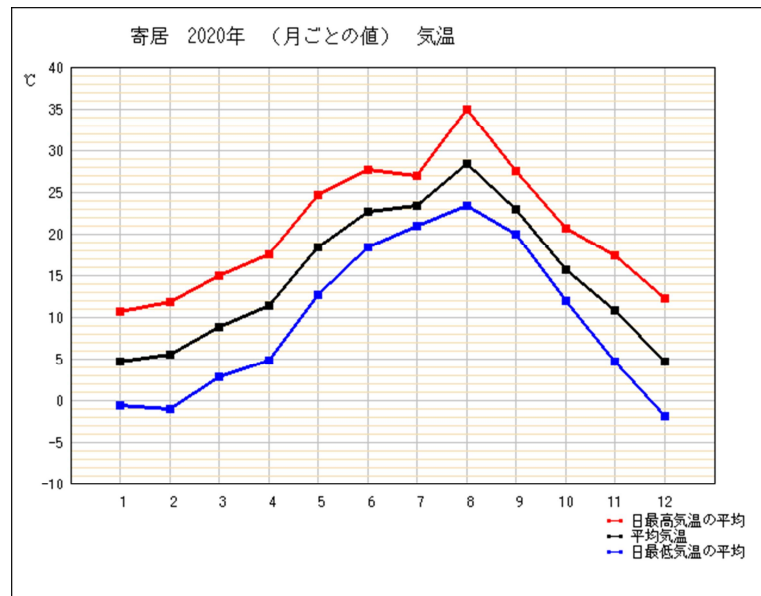
(2) 概要

行政的には、明治の町村制施行時に寄居町として誕生後、いくつかの合併を経て、昭和30（1955）年に1町4か村が合併して現在の寄居町となった。豊かな自然に囲まれ、古くからひらかれた歴史をもつ町で、関越自動車道寄居スマートICを有し、国道140号と254号、JR八高線・東武東上線・秩父鉄道線が結節する交通の要衝地である。近年では、彩の国資源循環工場、大手自動車メーカー四輪車生産工場の稼働や、町内9つ目となる駅「みなみ寄居駅」の開業など、発展を続けている。

また、「名水百選」・「水の郷」・「水源の森百選」に認定される水環境や、国史跡「鉢形城跡」に代表される歴史環境等多くの恵まれた環境を有する町としての一面もあわせもち、環境との調和を目指したまちづくりをすすめている。

(3) 気象

令和2（2020）年の年平均気温は、14.8℃で、年間降水量は、1,360.0mmであった。夏の暑さと冬の季節風（赤城おろし）など、四季折々の特色を感じられる気候である。また、平成30（2018）年7月23日には39.9℃を記録し、町の最高気温を更新した。



資料：気象庁熊谷地方気象台HPから抜粋

(4) 土地利用

本町の地目別の面積は、田畑が14.84km²、山林が15.67km²、宅地が8.39km²である。田畑や山林は年々減少しており、宅地が増加する傾向となっている。

地目別土地面積

(単位：km²)

	田	畑	宅地	山林	原野	池沼	雑種地	その他
平成20年 (2008)	3.08	12.45	7.37	17.17	1.72	0.08	3.86	18.44
平成28年 (2016)	2.93	12.2	8.29	15.71	1.61	0.11	4.88	18.52
平成29年 (2017)	2.92	12.12	8.33	15.71	1.61	0.11	4.94	18.51
平成30年 (2018)	2.92	12.1	8.36	15.7	1.61	0.11	4.94	18.51
令和元年 (2019)	2.91	12.07	8.36	15.68	1.61	0.11	4.98	18.53
令和2年 (2020)	2.89	11.95	8.39	15.67	1.61	0.11	5	18.63

寄居町税務課（各年1月1日現在）

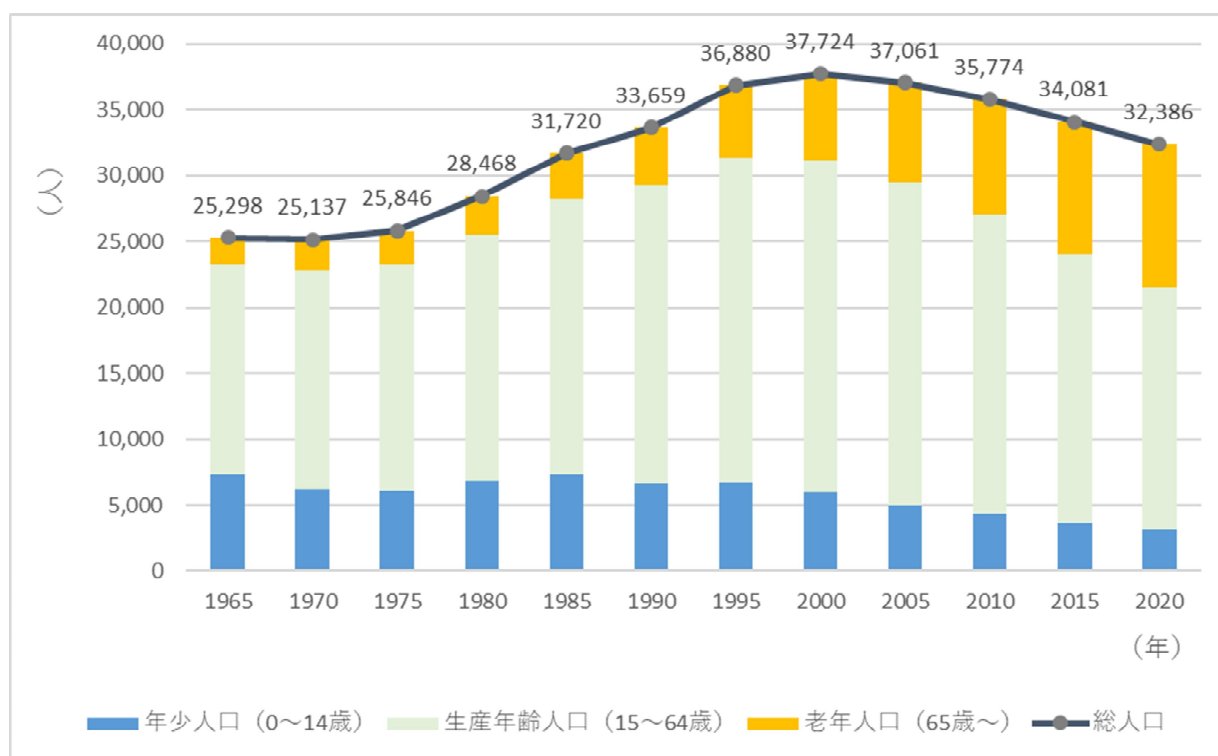
2-2 社会状況

(1) 人口の見通し

昭和50（1975）年から平成12（2000）年までの25年間で人口が大きく増加したが、その後、減少が始まり、今後もこの傾向が続くと予測されている。

また、年齢3区分別人口では、平成12（2000）年以降、老年人口（65歳以上）が年少人口（0～14歳）を上回り今後もその差が拡大していくことや、生産年齢人口（15～64歳）が急速に減少していくことなどが見込まれている。

総人口・年齢3区分別人口の推移



	昭和40年 (1965)	昭和45年 (1970)	昭和50年 (1975)	昭和55年 (1980)	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
年少人口 (0～14歳)	7,299	6,165	6,081	6,891	7,311	6,689	6,704	6,009	5,039	4,338	3,680	3,190
生産年齢人口 (15～64歳)	16,010	16,648	17,191	18,620	20,878	22,606	24,676	25,187	24,478	22,766	20,339	18,362
老年人口 (65歳～)	1,989	2,324	2,574	2,957	3,531	4,364	5,500	6,520	7,538	8,669	9,996	10,834
総人口	25,298	25,137	25,846	28,468	31,720	33,659	36,880	37,724	37,061	35,774	34,081	32,386

(出典) 国勢調査(実績値) 各年10月1日現在

(2) 産業・経済

農業

本町の農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化や後継者不足等により、遊休農地が増加傾向にある。

農地（耕作地）の減少は、食料生産の低下につながり、山や農地が荒廃すると、野生動物の住処になるなど、森林の保水能力や田んぼの貯水機能等による減災効果にも悪影響が及ぶ可能性がある。

町の農業産出額は約41億円となっており、県内順位としては、みかんが第1位、乳用牛・豚・鶏卵が第3位と上位に位置している。

町の農家数

(単位：戸)

	農 家 数			
	合 計	主 業 農 家	準 主 業 農 家	副 業 的 農 家
平成12年 (2000)	819	139	116	564
平成17年 (2005)	661	151	63	447
平成22年 (2010)	516	141	69	306
平成27年 (2015)	407	149	43	215
令和2年 (2020)	319	52	30	237

(出典) 農林業センサス (各年2月1日)

町の農業産出額 (令和元 (2019) 年・推計値)

(単位：千万円)

区分	産出額計 ①+②	耕種計 ①	米	麦	いも類	野菜	果樹			花き	その他 作物
								みかん	うめ		
産出額	410	172	13	1	3	120	7	3	2	21	7
県内順位	12	19	34	19	19	13	27	1	4	8	4

区分	畜産計 ②	肉用牛	乳用牛	生乳	豚	鶏	鶏卵	その他 畜作物
産出額	239	3	87	68	84	61	60	4
県内順位	3	14	3	3	3	3	3	5

(出典) 令和元(2019)年市町村農業産出額(推計)データベース(詳細品目別)

工業

工業は、令和2（2020）年の事業所数としては79事業所、従業者数が5,987人、製造品出荷額等が3,916億2,557万円となっている。

製造業の事業所数・製造品出荷額等

（単位：人、万円）

	事業所数			従業者数	現金給与総額	原材料使用額等	製造品出荷額等	粗付加価値額
	計	内従業者 30人～299人	内従業者 300人以上					
平成30年 (2018)	80	22	2	6,157	2,654,715	36,973,068	44,162,609	6,934,178
令和2年 (2020)	79	21	2	5,987	2,729,649	33,446,971	39,162,557	5,487,229

資料：工業統計調査

【留意事項】

事業所数、従業者数については令和2（2020）年6月1日現在、現金給与総額、製造品出荷額等、付加価値額などの経理事項については平成30年1月～12月の実績値。

- ・従業者4人以上の製造事業所

商業

商業は、卸売業については平成28（2016）年の事業所数は30事業所、従業者数は233人、年間商品販売額は1億3,087万円となっている。また、小売業は、平成28（2016）年の事業所数は192事業所、従業者数は1,474人、年間商品販売額は2億4,157万円となっている。

商業の事業者数・年間商品販売額等

（単位：人、万円）

	合計			卸売業			小売業		
	事業所数	従業者数	年間商品販売額	事業所数	従業者数	年間商品販売額	事業所数	従業者数	年間商品販売額
平成24年 (2012)	218	2,058	36,123	32	347	14,198	186	1,711	21,925
平成26年 (2014)	221	1,528	33,540	30	253	10,590	191	1,275	22,950
平成28年 (2016)	222	1,707	37,244	30	233	13,087	192	1,474	24,157

資料：平成26(2014)年は商業統計調査、平成24(2012)・28(2016)年は経済センサス

2-3 想定する大規模自然災害

(1) 想定する大規模自然災害の範囲

町内で被害が生じる大規模自然災害を想定することとし、地震、風水害、大雪、大規模火災の4種類を基本とする。

(2) 想定する大規模自然災害の規模

町内で被害が生じる大規模自然災害として、地震では関東平野北西縁断層帯を震源とするもので震度7が想定されている。また、水害では、荒川が氾濫した場合に男衾地区赤浜や鉢形地区小園の荒川に接する地盤の低い一部区域の浸水や、ため池の決壊による浸水などが予測されている。

2-4 過去に被害をもたらした災害

(1) 地震

大正12（1923）年に、マグニチュード7.9の関東南部を震源とした地震、いわゆる「関東大震災」が発生し、町内にも大きな被害をもたらした。

昭和6（1931）年には、マグニチュード6.9の埼玉県北部を震源とした「西埼玉地震」があり、被害が発生した。

平成23（2011）年の東日本大震災では、町内でも震度4が観測され、建物被害が発生した。

(2) 風水害

昭和41（1966）年の台風第26号の際に、暴風と豪雨による被害が発生し、本県で初めて災害救助法が適用された。

平成11（1999）年に発生した熱帯低気圧の豪雨により人的被害・家屋被害が発生した。

令和元（2019）年の台風第19号の際は、記録的な大雨により大雨特別警報が発表され、河川水位上昇の影響から人的被害・家屋被害が発生し、災害救助法が適用された。

(3) 大雪

平成26（2014）年2月には、2週続いて関東甲信地方に大雪が降り、県内では、秩父で98cm、熊谷で62cmと、観測史上最大となる積雪を記録した。

この大雪の影響で、鉄道の運休や一般道路の通行止め等、交通機関にも大きな影響を及ぼし、多数の農業用施設が倒壊するなどの農業被害も発生した。

第3章 計画策定の基本的な考え方

3-1 基本方針

本町は、東京都心から約70kmに位置し、鉄道と主要幹線道路の結節する交通の要衝としての地理的ネットワークを有し、災害時の相互応援体制など県や周辺自治体、自衛隊等との連携強化により、広域的な防災・救援機能の充実を図ることで、国及び県全体の強靱化に寄与すると考えられることから、県地域計画の考え方を参考に、または、県地域計画と連携し、強靱化を推進する。

3-2 基本目標

国基本計画及び県地域計画を踏まえ、本町における強靱化を推進するための基本目標を、次のとおり設定した。

I	町民の生命を最大限守ること
II	地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
III	町民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
IV	迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

3-3 事前に備える目標（行動目標）

国基本計画及び県地域計画を踏まえ、本町の強靱化を推進するために必要な事項として、事前に備える目標を次のとおり設定した。

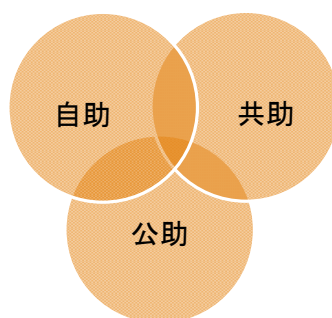
目標 1	被害の発生抑制による人命の保護
目標 2	救助・救急・医療活動による人命の保護
目標 3	交通ネットワーク、情報通信機能の確保
目標 4	必要不可欠な行政機能の確保
目標 5	生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧
目標 6	経済活動の機能維持
目標 7	二次災害の発生抑制
目標 8	大規模自然災害被災後の迅速な再建・回復

3-4 地域強靱化における自助・共助・公助

大規模自然災害等に備えた強靱な地域づくりを推進するためには、住民・事業者・地域団体等、本町に関わる多様な主体の参画による、自助、共助及び公助を適切に組み合わせた取組が不可欠である。

同時に、地域における住民一人ひとりや各事業者が、行政任せではなく、自らの身は自らが守り、お互いが助け合いながら地域でできることを考え、主体的に行動し実践することが取組の基礎となる。

そのため、住民・事業者・行政それぞれが、様々な形で連携・協力しながら強靱化の取組を実践し、その輪を広げ、重ねていくことが重要である。



第4章 脆弱性評価

4-1 脆弱性評価の考え方

国基本計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められている。

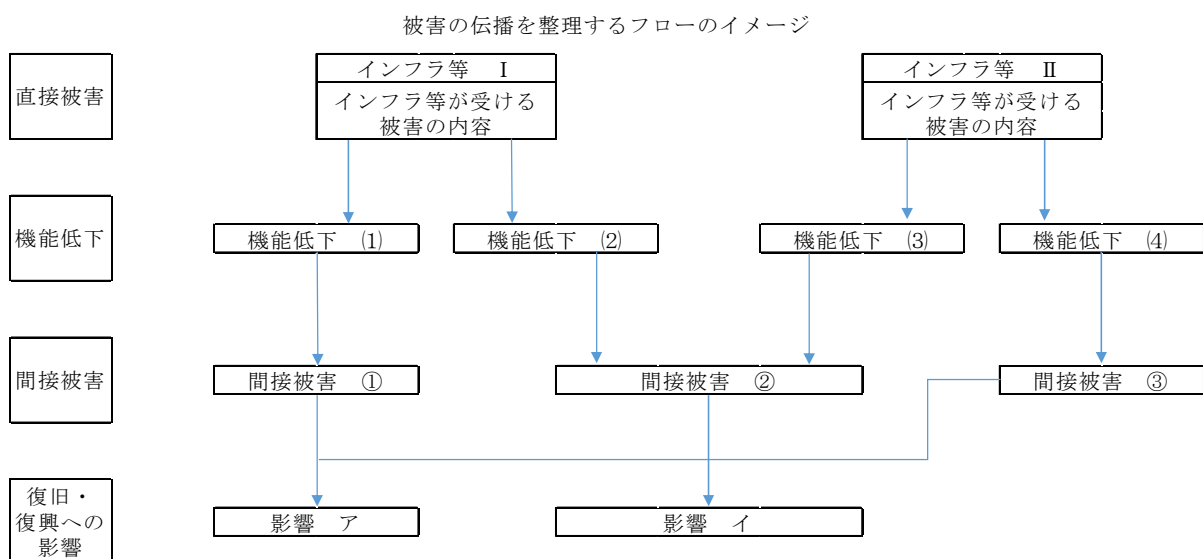
脆弱性評価は、地域計画の策定に先立ち、想定する大規模自然災害の発生時にリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を引き起こさないような対策を講じているかを評価するものである。

評価に当たっては、大規模自然災害の被害シナリオと生じる被害の伝播を整理した上で、リスクシナリオを設定した。その上で、その事態の発生回避・被害軽減に資する現在の本町の取組を把握し、方向性を評価した。

4-2 想定するリスクによる被害の伝播の整理

想定するリスクによる被害の伝播を把握するため、大規模自然災害による被害の伝播を整理するフローを記載した。

大規模自然災害による被害をインフラ等の直接被害、機能低下、間接被害及び復旧・復興への影響の4段階に分け、インフラ等が災害から受ける直接的な被害を起点として、そこから派生する被害、広域的な被害や大規模な被害の流れを示す。



4-3 リスクシナリオの設定

本計画は国基本計画や県地域計画と調和を保つことが必要であることから、両計画で設定されたリスクシナリオから本町におけるリスクシナリオの設定を検討した。その結果、本町の地域特性に応じて整理し、事前に備える目標（行動目標）に対応させた、34のリスクシナリオを次のとおり設定した。

事前に備える目標 (行動目標)		リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
1	被害の発生抑制による人命の保護	1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-3	異常気象(洪水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-5	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-6	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2	救助・救急・医療活動による人命の保護	2-1	救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態
		2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
		2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
3	交通ネットワーク、情報通信機能の確保	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
		3-2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
		3-3	旅客の輸送が長期間停止する事態
		3-4	物資の輸送が長期間停止する事態
		3-5	孤立集落が発生する事態
		3-6	情報通信が輻輳・途絶する事態
		3-7	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
4	必要不可欠な行政機能の確保	4-1	治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態
		4-2	町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5	生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧	5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
		5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
		5-3	給水停止が長期化する事態
		5-4	汚水処理の長期停止等により、汚水が滞留する事態
		5-5	地域活動の担い手不足や感染症の発生等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
6	経済活動の機能維持	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
		6-2	金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態
7	二次被害の発生抑制	7-1	消防力低下等により、大規模延焼火災が発生する事態
		7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
		7-3	危険物・有害物資等が流出する事態
8	大規模自然災害被災後の迅速な再建・回復	8-1	大量に発生する災害廃棄物・一般廃棄物等の処理が停滞する事態
		8-2	町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
		8-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
		8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
		8-6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

4-4 リスクシナリオの発生回避等に向けた評価

(1) 評価の方法

リスクシナリオごとに、近年の災害の記録等を基に、その事態の具体的状況の例、その事態を引き起こす要因、その事態の後に起こり得る事態、また、その事態の発生回避・被害軽減に資する現在の取組のうち町の取組を中心に抽出し、その内容を整理した。

これらを踏まえ、34のリスクシナリオについて、発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価した。

(2) 評価の結果

評価結果のポイントは次のとおりである。

- ◇ 大規模自然災害による34のリスクシナリオを抽出し、その発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価した。人命保護、社会機能維持、財産・施設被害の最小化に取り組むことを通じて、迅速な再建・回復ができるよう備えることが必要である。
- ◇ 人命を保護する観点から、住宅・建築物の耐震化等の促進、消防力等を発揮できる体制の確保、学校の災害対応力の強化に一層取り組む必要がある。町民の自助・共助に活用できるよう災害情報を適切に共有・提供できるようにする必要がある。
- ◇ 社会の機能を維持する観点から、道路・鉄道・ライフライン・情報通信の各種施設の耐震化・機能確保に一層取り組むとともに、ルート等の多重化や非常用電源の確保等の代替手段の確保にも一層取り組む必要がある。また、平常時からの連携関係の確立、産業・農業機能の確保に取り組み、災害時には、支援・受援も含め、機能確保を図れるようにする必要がある。
- ◇ 財産・施設の被害を最小化する観点から、治水施設等の整備・減災に向けた取組を一層強化するとともに、各種施設の耐震化・機能確保に取り組み、災害に強い都市をつくる必要がある。

第5章 強靱化に向けた行動（事前に備える目標）

強靱化に向けて町が取り組む主な行動は、近年の災害から学ぶべき課題と脆弱性評価の結果を踏まえて設定する。

5-1 近年の災害の際に生じた主な課題

(1) 地震（東日本大震災の際に生じた課題）

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災は、日本観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した。東北地方を中心とする津波の被害で1万5千人を超える死者が発生したほか、多くの負傷者、行方不明者や建物被害、火災、原子力発電所の損傷等の甚大な被害が生じた。放射能汚染、電力供給量の逼迫による計画停電、長期化する避難生活など、多くの課題が生じた。

(2) 風水害（令和元年台風第15号、第19号の際に生じた課題）

令和元（2019）年9月9日に関東地方に上陸した台風第15号は、暴風により千葉県を中心に甚大な被害をもたらした。道路の寸断や通信設備の損傷により被害状況が把握できずに支援が遅れたほか、電気設備の損傷等により停電と断水が長期化し、その対策が課題となった。

同年10月12日に関東地方に上陸した台風第19号では、関東や甲信、東北地方を中心に記録的な大雨となり、多くの河川が氾濫して甚大な被害をもたらした。首都圏を中心に大勢の人が避難する事態となったことから、治水対策のほかに町民への避難情報の周知、避難行動や避難所運営のあり方等が課題となった。

(3) 感染症（新型コロナウイルス感染症対策の際に生じた課題）

令和2（2020）年から我が国で新型コロナウイルス感染症が拡大し、令和3（2021）年から国内のワクチン接種が始まったが、いまだ収束の目途が立たないままである。このような中で大規模災害が発生した場合には、避難所等における新型コロナウイルス感染症対策が大きな課題となる。

5-2 重点的に推進する取組の設定

本計画では、第4章「脆弱性評価」に示したリスクシナリオ単位で、取組の重点化を図ることとする。脆弱性評価において事態の起こりやすさ、他の事態への影響の程度、本町の取組状況を踏まえ、「現在の取組を一層推進する必要がある」と評価されたリスクシナリオの発生回避・被害軽減に関する取組及び近年の災害から学ぶべき課題への対応について、当分の間、重点的に推進することとする。

事前に備える目標(行動目標)		リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
1	被害の発生抑制による人命の保護	1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-6	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2	救助・救急・医療活動による人命の保護	2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
3	交通ネットワーク、情報通信機能の確保	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
		3-4	物資の輸送が長期間停止する事態
		3-5	孤立集落が発生する事態
		3-6	情報通信が輻輳・途絶する事態
4	必要不可欠な行政機能の確保	4-2	町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5	生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧	5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
		5-3	給水停止が長期化する事態
6	経済活動の機能維持	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
7	二次被害の発生抑制	7-1	消防力低下等により、大規模延焼火災が発生する事態
		7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
8	大規模自然災害被災後の迅速な再建・回復	8-1	大量に発生する災害廃棄物・一般廃棄物等の処理が停滞する事態
		8-2	町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態

5－3 事前に備える目標（行動目標）別の強靱化に向けた行動

事前に備える目標（行動目標）別に、目標実現を阻害する「リスクシナリオ」を発生させないための主な取組を整理した上で、当分の間、重点的に推進する「強靱化に向けた主な行動」を示す。

行動目標 1	被害の発生抑制による人命の保護
行動目標 2	救助・救急・医療活動による人命の保護
行動目標 3	交通ネットワーク、情報通信機能の確保
行動目標 4	必要不可欠な行政機能の確保
行動目標 5	生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧
行動目標 6	経済活動の機能維持
行動目標 7	二次災害の発生抑制
行動目標 8	大規模自然災害被災後の迅速な再建・回復

(1) 事前に備える行動目標 1 被害の発生抑制による人命の保護

ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

1	—	1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1	—	2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1	—	3	異常気象(洪水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1	—	4	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1	—	5	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1	—	6	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

※ は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

イ 強靱化に向けた主な取組

- 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減
- 住宅・建築物の耐震化等の促進
- 災害情報の共有と町民への適切な提供
- 治水施設の整備・減災に向けた取組の強化
- 土砂災害等の防止施設の整備・減災に向けた取組の強化
- 学校の災害対応力の向上
- 防災知識の普及啓発

ウ 強靱化に向けた主な行動

災害発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、深谷市消防本部への委託の継続、連携の強化、寄居分署の維持管理、広域的な応援受入体制の整備を図る。	自治防災課
消防団員の増員、活動技術の向上、施設・資機材の整備等、多面的な消防団強化対策を実施し、地域の消防力強化を図る。	自治防災課
建築物の耐震化を所有者に働きかけるとともに、行政・建築関係団体による協議会等において情報共有し、効果的な耐震化に努める。	まちづくり整備課
公共施設等総合管理計画等に基づき、耐震化を含め、適切な維持管理を行う。	企画財政課 各所管課

災害オペレーション支援システムを使用し、避難情報の可視化、共有化に取り組む。	自治防災課
小中学校では、危機管理体制の整備、充実を図るとともに、安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できる児童生徒の育成に努める。	教育委員会
行政職員・教職員等の意識と能力向上を図るため、今後、危機管理・防災に関する研修を増やすなど、職員の防災教育を充実させる。	自治防災課
台風など風水害への早めの準備と避難のため、適切な避難行動に関する普及啓発を行う。	自治防災課

(2) 事前に備える行動目標 2 救助・救急・医療活動による人命の保護

ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

2	—	1	救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態
2	—	2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
2	—	3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態

※ は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

イ 強靱化に向けた主な取組

- 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減
- 災害時医療体制の確保

ウ 強靱化に向けた主な行動

大規模災害においては、本町及び深谷市消防本部の消防力だけでは対応が困難であり、広域的な支援が必要になると予測されるため、自衛隊等、支援部隊の円滑な支援が得られるよう受入体制を整える。	自治防災課
AEDの設置を推進するとともに、その取扱いを含む応急手当の正しい知識と技術の習得のための講習会等の受講促進を図る。	自治防災課 各所管課
災害時の医薬品等の調達を円滑に行えるよう、関係機関との運用体制の確認・整備を図る。	自治防災課 健康づくり課
保健衛生体制に起因する疾病や感染症の発生予防及び重症化・拡大予防として健康管理指導の体制を整える。	健康づくり課

(3) 事前に備える行動目標 3 交通ネットワーク、情報通信機能の確保

ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

3	—	1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
3	—	2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
3	—	3	旅客の輸送が長期間停止する事態
3	—	4	物資の輸送が長期間停止する事態
3	—	5	孤立集落が発生する事態
3	—	6	情報通信が輻輳・途絶する事態
3	—	7	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態

※ は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

イ 強靱化に向けた主な取組

- 道路ネットワークの整備・通行の確保
- 道路施設の耐震化等による安全性の向上
- 土砂災害等の防止施設の整備・減災に向けた取組の強化
- 情報通信体制の強化
- 災害情報の共有と町民への適切な提供

ウ 強靱化に向けた主な行動

防災活動拠点等へのアクセス確保のため、道路等を整備し、ルートの多重化を図る。	まちづくり整備課 産業振興企業誘致課
救助、避難、物資輸送を閉塞させないために、長寿命化・耐震化、浸水対策など幹線道路の交通網の確保対策や、狭あい道路の拡幅対策を図る。	まちづくり整備課
孤立集落を発生させないために、山間部の生活を支える道路や森林管理道の整備・維持管理、道路閉塞を防ぐ対策の強化を図る。	まちづくり整備課 産業振興企業誘致課
電柱倒壊による道路の閉塞、電力の供給停止を防ぐため無電柱化を推進する。	まちづくり整備課
緊急輸送道路等の耐震補強、I C 等への物流ルートとのアクセス確保のための道路を整備する。	まちづくり整備課
鉄道輸送等が長期間停止する事態に備え、国、県及	まちづくり整備課

び鉄道事業者、バス事業者と連携し、代替輸送手段の確保に努める。	
町民への情報伝達手段として、災害情報共有システム（Ｌアラート）、緊急速報メール、メール配信サービス、防災アプリ「Yahoo!防災速報」、防災行政無線、広報車等の適切な運用、町ホームページ・町公式 SNS などの複数媒体による情報伝達方法の確保や放送等の難聴エリア対策等を進め、今後も情報インフラの充実を図る。	自治防災課
防災行政無線等災害情報の伝達手段の多様化、入替及び維持管理を行う。	自治防災課
情報システムに関する業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）を策定し、大規模災害発生時に非常時優先業務が適切かつ迅速に遂行できるよう、必要なＩＣＴ資源（情報システムや情報ネットワークなど）の整備を進める。	企画財政課

(4) 事前に備える行動目標 4 必要不可欠な行政機能の確保

ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

4	—	1	治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態
4	—	2	町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態

※ は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

イ 強靱化に向けた主な取組	
○ 防災活動拠点等の強化 ○ 行政機関の業務継続の確保 ○ 応急対応に必要な非常用電源等の確保 ○ 防災知識の普及啓発	
ウ 強靱化に向けた主な行動	
総合防災訓練等、消防や警察、自衛隊なども参加した合同訓練の実施の検討や、県や深谷市消防本部等の総合防災訓練に参加する。また、町と防災関係機関が連携を図りながら図上訓練等を継続的に実施し、本町の災害対応力の向上を図る。	自治防災課
実践的な防災体制を維持できるように、庁舎における物的資源、人的資源の確保を進める。	自治防災課
自治体間等で相互に災害応急対策等の協力が積極的に得られるよう、広域的な協定の締結を推進するなど、連携強化を図る。	自治防災課
業務継続計画（BCP）の検証と見直しを実施し、災害対応に関わるマニュアル等の作成を進め、業務継続に必要な体制整備の強化を図る。	自治防災課
被災者支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、町社会福祉協議会、日赤奉仕団、ボランティア団体等との連携体制を強化するとともに、町社会福祉協議会の活動を支援する	福祉課 自治防災課
防犯推進連絡会や地域と連携し、防犯対策・防犯活動を推進することで、町民一人一人の防犯意識の醸成を図る。また、犯罪の起きにくい社会の実現のため、環境の整備を進める。	生活環境エコタウン課

(5) 事前に備える行動目標 5

生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧

ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

5	—	1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
5	—	2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
5	—	3	給水停止が長期化する事態
5	—	4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
5	—	5	地域活動の担い手不足や感染症の発生等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

※ は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

イ 強靱化に向けた主な取組

- 安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化
- 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保
- 自助と共助による地域単位の防災力の向上
- 市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化
- 避難所の公衆衛生と生活の質の確保
- 合併処理浄化槽への転換促進

ウ 強靱化に向けた主な行動

災害発生時に長期間の断水を防ぐため、浄・配水施設及び基幹管路の耐震化を計画的に実施する。また、災害時の応急給水活動の円滑化を図るため、重要給水拠点への配水管等の耐震化を優先的に実施する。	上下水道課
電気・ガス等の供給の長期間停止が、被災者の生活及び経済活動に大きな打撃を生ずることは近年の災害から明らかであるため、対策強化を企業へ要請していくとともに、災害協定などにより体制強化を図る。	自治防災課
CO ₂ 削減により環境負荷を低減し、カーボンニュートラルを実現するため、太陽光発電施設等の普及を図る。	生活環境エコタウン課
避難所の環境改善の一環として、災害用トイレの充実、パーティションや段ボール製簡易ベッド等の備蓄を推進する。また、地域での共助の取組の中心となる自主防災組織のリーダーや防災士を育成する。	自治防災課

汚水処理施設等の機能停止に伴う公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、施設の耐震化等の災害予防と適切な維持管理、生活排水対策等の推進を図る。	生活環境エコタウン課、 上下水道課
食料や日用品、燃料、仮設トイレ等資機材の充実等、備蓄品を計画的に整備し、地域バランスや配送方法等を考慮しつつ備蓄場所の確保を図る。	自治防災課
建設予定の寄居町消防団第1分団詰所に川北の防災備蓄拠点として防災倉庫を併設し、災害食や防災資機材の充実を図る。また川南の防災備蓄拠点についても検討を行う。	自治防災課
避難所生活での2次被害を防ぐため、外壁や屋根の改修等建築物の長寿命化による安全性の確保、空調機器の設置・更新による暑さ対策やバリアフリー化による障害者への配慮等避難所施設の環境改善を行う。	各所管課

(6) 事前に備える行動目標 6 経済活動の機能維持

ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

6	－	1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
6	－	2	金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態

※ は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

イ 強靱化に向けた主な取組

- 平常時からの産業創出
- 金融機能・産業機能の維持
- 産業を担う人材の育成・確保
- 平常時からの農業生産の確保

ウ 強靱化に向けた主な行動

災害時の協力体制の充実を図るため、協定締結企業の拡大に努め、企業や団体との防災に関するネットワーク構築を図る。	自治防災課
地震や風水害などの自然災害、感染症や大事故などが発生しても企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための事業継続計画（BCP）についての普及を進め、策定支援を行う。	自治防災課 産業振興企業誘致課

(7) 事前に備える行動目標 7 二次災害の発生抑制

ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

7	—	1	消防力低下等により、大規模延焼火災が発生する事態
7	—	2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
7	—	3	危険物・有害物資等が流出する事態

※ は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

イ 強靱化に向けた主な取組

- 災害に強いまちづくり
- 農業用ため池の防災対策
- 自然を活かした保水・遊水機能の確保
- 有害物質等の流出対策の確実な実施
- 学校の災害対応力の向上

ウ 強靱化に向けた主な行動

災害発生時に「自らの命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちが守る」という自助・互助を基本とし、火災の発生、拡大を抑えるために平常時から地域で対応できる体制を整え地域の防災力向上を図る。	自治防災課
平常時から施設の防火・防災設備について定期的に点検等を行うとともに、避難訓練等の実施を行い、防災意識の高揚を図る。	自治防災課 各所管課
耐火性の高い建築物への建替えの促進によるまちの不燃化の推進、延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路の整備を推進する。	まちづくり整備課
災害時において指定緊急避難場所として活用される末野公園等を適切に維持管理し、火災延焼に強いまちづくりを推進する。	まちづくり整備課
防災重点農業用ため池の劣化状況評価を実施し、耐震・豪雨及び劣化状況評価の結果、基準を満たさないため池の防災・減災対策を進める。	産業振興企業誘致課

災害発生時の有害物質流出の事前対策として、事業者への継続的な指導・啓発を行うとともに、発災後に流出した有害物質の感知や災害対応に必要な資機材の整備等の実施により、迅速に対応できる体制を確保・整備する。	生活環境エコタウン課
石綿（アスベスト）の飛散防止対策を徹底するとともに、石綿を含む特別管理廃棄物について、一時管理場所の確保など、適正な処理体制づくりを推進する。	生活環境エコタウン課
指定避難所である小中学校は、防災倉庫等の備蓄品を活用した訓練を実施し、災害時に迅速に活用できるよう備える。	自治防災課 教育委員会

(8) 事前に備える行動目標 8 大規模自然災害被災後の迅速な再建・回復

ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

8	—	1	大量に発生する災害廃棄物・一般廃棄物等の処理が停滞する事態
8	—	2	町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
8	—	3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
8	—	4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
8	—	5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
8	—	6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

※ は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

イ 強靱化に向けた主な取組	
○ 応急復旧の体制整備 ○ 治水施設の整備・減災に向けた取組の強化 ○ 災害廃棄物の適正処理の推進 ○ 発災前からの都市の復興への備え ○ 農業生産基盤等の整備	
ウ 強靱化に向けた主な行動	
応急復旧について、被災時には、国や県と連携するほか、近隣市町村との災害時相互応援協定等により、資機材の貸し付けや人員派遣等について相互協力を行う。被災時の応急復旧方法・対処方法等を検討する。	自治防災課
大規模自然災害発生時の被害を極力抑え、迅速な再建・回復ができるよう、河川の整備や老朽化しているポンプ施設の計画的な長寿命化等により、広域かつ長期にわたる被害とならないよう治水安全度の向上を図る。	まちづくり整備課 上下水道課
県や関係機関等と連携し、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するための体制の整備や、環境保全に支障のない一時仮置き場の確保のため、寄居町災害廃棄物処理計画を早期に作成する。	生活環境エコタウン課
道路、橋梁及び歩道橋等について、対策が必要となる箇所の早期発見のため、パトロールや点検を継続して推進する。	まちづくり整備課
被災後の迅速な復旧・復興に資する現地復元性のある地図を整備するため、道路台帳や公共基準点の適正管理を図る。	まちづくり整備課

第6章 施策分野別の強靱化に向けた方針

6-1 施策分野の設定

基本法では、国基本計画において計画の対象とする施策の分野を定めることとしている。

本計画における施策分野は、国基本計画の施策分野を参考に、個別施策分野、横断的分野を次のとおり設定する。

個別施策分野	1	行政機能 ※
	2	住宅・都市
	3	保健医療
	4	福祉
	5	エネルギー
	6	情報通信
	7	産業
	8	交通
	9	農業
	10	国土保全
	11	ライフライン
	12	教育
	13	土地利用
	14	環境
横断的分野	15	地域づくり・リスクコミュニケーション
	16	老朽化対策

※ 「行政機能」・・・行政が本来行うべき機能

6-2 施策分野とリスクシナリオの関係

横断的分野を除く施策分野と脆弱性評価で設定した34のリスクシナリオの関係を整理した。

■施策分野と34のリスクシナリオの関係

リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	1 行政機能	2 住宅・都市	3 保健医療	4 福祉	5 エネルギー	6 情報通信	7 産業	8 交通	9 農業	10 国土保全	11 ライフライン	12 教育	13 土地利用	14 環境
1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○	○		○								○		
1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○	○		○								○		
1-3 異常気象(洪水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○	○							○	○	○	○		
1-4 大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○								○	○				
1-5 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○							○						
1-6 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態	○							○						
2-1 救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態	○	○	○					○		○		○		
2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態			○											
2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態			○								○			
3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態		○						○		○				
3-2 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態	○							○						
3-3 旅客の輸送が長期間停止する事態		○						○		○				
3-4 物資の輸送が長期間停止する事態		○						○		○	○			
3-5 孤立集落が発生する事態	○							○		○				
3-6 情報通信が輻輳・途絶する事態						○				○				
3-7 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態	○													
4-1 治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態	○	○												
4-2 町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態	○	○		○		○	○	○		○	○	○		
5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	○				○			○		○	○			
5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態					○					○				
5-3 給水停止が長期化する事態							○			○	○			
5-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態										○	○			
5-5 地域活動の担い手不足や感染症の発生等により、避難所等の生活環境が悪化する事態	○	○		○										
6-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態							○	○	○	○				
6-2 金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態							○	○	○	○				
7-1 消防力低下等により、大規模延焼火災が発生する事態	○	○										○		
7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態		○					○		○	○				
7-3 危険物・有害物資等が流出する事態														○
8-1 大量に発生する災害廃棄物・一般廃棄物等の処理が停滞する事態		○												○
8-2 町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態								○		○				
8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態		○							○	○			○	
8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態									○	○				
8-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態										○	○			
8-6 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態							○							

6-3 施策分野ごとの取組の方向性

施策分野ごとの寄居町の取組の方向性、寄居町総合振興計画の位置づけとしては、次に示すとおりである。

(1) 行政機能

リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-3	異常気象(洪水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-5	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-6	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2-1	救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態
3-2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
3-5	孤立集落が発生する事態
3-7	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
4-1	治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態
4-2	町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
5-5	地域活動の担い手不足や感染症の発生等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
7-1	消防力低下等により、大規模延焼火災が発生する事態

取組一覧

① 消防力の発揮による被害の発生抑制・軽減
② 防災活動拠点等の強化
③ 災害情報の共有と町民への適切な提供
④ 応急対応に必要な非常用電源等の確保
⑤ 職員派遣体制の確立
⑥ 支援・受援体制の確立
⑦ 行政機関の業務継続の確保
⑧ 応急復旧の体制整備

①消防力の発揮による被害の発生抑制・軽減		自治防災課 各所管課
総合振興計画基本方針	4-(3) 安心して暮らせるまちづくり	
- 地震による建物倒壊等の災害現場に迅速に出動し、効果的な救助・救急活動を行う消防団の研修及び訓練を計画的に実施する。 - 大規模災害においては、本町及び深谷市消防本部の消防力だけでは対応が困難であり、広域的な支援が必要になると予測されるため、自衛隊等、支援部隊の円滑な支援が得られるよう受入体制を整える。 - 女性・学生消防団員の募集の検討等による消防団員の増員、活動技術の向上、施設・資機材の整備等、多面的な消防団強化対策を実施し、地域の消防力強化を図る。 - 大規模災害を含む危機事案に対処できる必要な基礎知識を習得するため、職員を対象とした研修や訓練を実施する。 - 防災体制の整備を促進するため、避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の策定を推進する。		

②防災活動拠点等の強化		自治防災課、企画財政課、まちづくり整備課
総合振興計画基本方針	4-(3) 安心して暮らせるまちづくり	
- 総合防災訓練等、消防や警察、自衛隊なども参加した合同訓練の実施の検討や、県や深谷市消防本部等の総合防災訓練に参加する。また、町と防災関係機関が連携を図りながら図上訓練等を継続的に実施し、本町の災害対応力の向上を図る。 - 消防団詰所の耐震化を進める。 - 実践的な防災体制を維持できるように、庁舎における物的資源、人的資源の確保を進める。 - 建設予定の寄居町消防団第1分団詰所に川北の防災備蓄拠点として防災倉庫を併設し、災害食や防災資機材の充実を図る。また川南の防災備蓄拠点についても検討を行う。		

- ・ 町内7か所の防災地区拠点のほか、大規模施設、指定避難所等において、災害時に備え、物資の備蓄や拠点施設の維持管理を行う。
- ・ 防災活動拠点等へのアクセス確保のため、道路等を整備し、ルート多重化を図る。
- ・ 緊急輸送道路の機能確保のため、沿道建築物の耐震診断・改修工事への支援を行い、耐震化を進める。

③災害情報の共有と町民への適切な提供		自治防災課、総務課、企画財政課
総合振興計画基本方針	4-(3) 安心して暮らせるまちづくり 4-(4) 社会基盤の維持管理・充実	
・ 町民への情報伝達手段として、災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メール、メール配信サービス、防災アプリ「Yahoo!防災速報」、防災行政無線、広報車等の適切な運用、町ホームページ・町公式 SNS などの複数媒体による情報伝達方法の確保や放送等の難聴エリア対策等を進め、今後も情報インフラの充実を図る。 ・ 外国人住民向けに多言語での行政・生活情報の提供を行う。 ・ 風水害時における消防団（水防団）の活動や住民の円滑な避難行動のため、河川の水位や降雨状況について、観測情報を収集・提供する。		

④応急対応に必要な非常用電源等の確保		生活環境エコタウン課、総務課、企画財政課、上下水道課、各所管課
総合振興計画基本方針	4-(2) 環境にやさしいまちづくり 4-(3) 安心して暮らせるまちづくり 4-(4) 社会基盤の維持管理・充実	
・ 町有施設の設備設計の際に太陽光発電等の創エネ設備やLED照明、断熱窓など省エネ性能の高い設備を積極的に取り入れる。また、夜間や悪天候時における電気の利用を可能とするため、蓄電池や電気自動車の導入を進める。		

- ・ 浄・配水施設では、送水が継続できるよう非常用自家発電設備の計画的な更新を行う。
- ・ 下水道施設では、市街地等の下水処理を継続できるように非常用電源等の設備を確保する。

⑤職員派遣体制の確立		自治防災課、 総務課
総合振興計画基本方針	4-(3) 安心して暮らせるまちづくり	
- 被災地に対する人的支援に当たって、速やかな情報伝達や意思決定が図られるよう、連絡系統や意思決定、役割分担等に関し検討・整理し、全庁的な共有化を図る。また、県や近隣市町村との協力のあり方についても整理する。 - 職員の災害対応力の向上という観点からも、積極的な職員派遣を行い、得た知識や経験をマニュアル化し、研修等に役立てる。 - 被災地で不足している専門的人材を速やかに派遣できるよう、専門的知識や技術を有する人材の情報管理及び育成を行う。		

⑥支援・受援体制の確立		自治防災課、総務課、 企画財政課、福祉課
総合振興計画基本方針	1-(3) 活躍の場の充実	
	4-(3) 安心して暮らせるまちづくり	
・ 受援計画を策定し、国や県、近隣市町村からの支援を迅速かつ的確に受けられるようにする。 ・ 本町が被災し、他市町村等からの人的支援を受けるに当たって、速やかに応援要請や受け入れができるよう、早急に情報を収集し、役割分担や情報提供方法、IT機器等の準備等に関し検討・整理する。 ・ 被災地でボランティアの受け入れを必要とするニーズと、ボランティアとして支援を希望する者をマッチングするコーディネーターの養成等について社会福祉協議会と協議する。		

⑦行政機関の業務継続の確保		自治防災課、 総務課
総合振興計画基本方針	4-(3) 安心して暮らせるまちづくり	
・ 業務継続計画（BCP）の検証と見直しを実施し、災害対応に関わるマニュアル等の作成を進め、業務継続に必要な体制整備の強化を図る。 ・ 被災により近隣市町村が機能を喪失した場合、業務に応じた応援が実施できるよう派遣可能者リストを事前に作成しておく。		

⑧応急復旧の体制整備		自治防災課、 福祉課、各所管課
総合振興計画基本方針	4-(3) 安心して暮らせるまちづくり	
・ 応急復旧について、被災時には、国や県と連携するほか、近隣市町村との災害時相互応援協定等により、資機材の貸し付けや人員派遣等について相互協力を行う。被災時の応急復旧方法・対処方法等を検討する。 ・ 被災時の応急復旧方法・対処方法等を検討する。 ・ 要支援者を含む町民の安否及び被災程度の確認を目的としたパトロールの実施方法等を検討する。		

(2) 住宅・都市

リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-3	異常気象(洪水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
2-1	救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態
3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
3-3	旅客の輸送が長期間停止する事態
3-4	物資の輸送が長期間停止する事態
4-1	治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態
4-2	町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5-5	地域活動の担い手不足や感染症の発生等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
7-1	消防力低下等により、大規模延焼火災が発生する事態
7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
8-1	大量に発生する災害廃棄物・一般廃棄物等の処理が停滞する事態
8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態

取組一覧

① 住宅・建築物の耐震化等の促進
② 空き家対策の促進
③ 災害に強いまちづくり

①住宅・建築物の耐震化等の促進		自治防災課、企画財政課、まちづくり整備課、教育委員会、各所管課
総合振興計画基本方針	4-(1) 人にやさしいまちづくり 4-(3) 安心して暮らせるまちづくり 4-(4) 社会基盤の維持管理・充実 5-(1) 歴史の継承、文化の振興	
- 公共施設等総合管理計画等に基づき、耐震化を含め、適切な維持管理を行う。 - 建築物の耐震化を所有者に働きかけるとともに、行政・建築関係団体による協議会において情報共有し、効果的な耐震化に努める。		

- ・ 小中学校施設については、トイレの洋式化や老朽化した校舎の大規模改修を計画的に進める。
- ・ 老朽化した学校給食施設については、災害対応機能を備えた給食施設へ更新する。
- ・ 老朽化した町営住宅については、長寿命化計画に基づき、長寿命化及び廃止を進める。
- ・ 震災直後の宅地及び建築物の危険度を判定する被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士を養成・訓練し、判定体制を整備・維持する。
- ・ 文化財の耐震化等を進めるとともに、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるため、歴史館における展示方法・収蔵方法等の点検や収蔵資料に係る防災マニュアルの整備、有形無形の文化を映像等に記録するアーカイブなど、文化財の保存対策を進める。
- ・ 火災報知機の設置促進に向けて、啓発に取り組む。

②空き家対策の促進		まちづくり整備課、 産業振興企業誘致課
総合振興計画基本方針	2-(2) よりいブランドの創出	
・ 老朽空き家の除去及び空き家の利活用を支援する。 ・ 活用可能な空き家を含む中古住宅の流通を促進するため、空き家バンクの活用を推進する。また、民間事業者等との連携を図り、既存住宅ストックの管理適正化等による有効活用や流通の活性化を進める。		

③災害に強いまちづくり		自治防災課、 まちづくり整備課
総合振興計画基本方針	4-(1) 人にやさしいまちづくり 4-(3) 安心して暮らせるまちづくり	
- 耐火性の高い建築物への建替えの促進によるまちの不燃化の推進、延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路の整備を推進する。 - 住宅密集地の改善等のまちづくりを推進する。 - 災害時において指定緊急避難場所として活用される身近な公園を適切に維持管理し、火災延焼に強いまちづくりを推進する。 - 防災拠点として設備等が整備された施設では、机上での対応訓練の「避難所運営ゲーム」（HUG）を行い、設置されている設備や機能を災害時に迅速に活用・行動できるように備える。		

(3) 保健医療

リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
2-1	救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態
2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態

取組一覧

① 災害時医療体制の確保
② 感染症対策の強化と迅速な初動体制の確保

①災害時医療体制の確保		自治防災課、 健康づくり課
総合振興計画基本方針	3-(1) 健康づくりの推進 4-(3) 安心して暮らせるまちづくり	
・ 医師会等医療関係機関や保健所と緊密に連携し、災害時における初期医療体制及び後方医療体制等の整備等を推進する。 ・ 災害時の医薬品等の調達を円滑に行えるよう、関係機関との運用体制の確認・整備を図る。 ・ ライフラインの長期停止を考え、衛生環境（災害用トイレの整備及び処理）の体制を整える。 ・ 保健衛生体制に起因する疾病や感染症の発生予防及び重症化・拡大予防として、健康管理指導の体制を整える。		

②感染症対策の強化と迅速な初動体制の確保	自治防災課、 健康づくり課、 各所管課
総合振興計画基本方針	3-(1) 健康づくりの推進 4-(3) 安心して暮らせるまちづくり
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が本町の社会経済に著しい影響を与えたことを教訓に、平時から体制を強化し、感染拡大の防止対策や、住民生活を維持するための支援を行う。 - 避難所での新型コロナウイルス感染症対策を検討し、避難所の設備、備蓄資機材等の確保を図る。 - 住民の新型コロナウイルス感染症に関するワクチン接種の体制を整える。	

(4) 福祉

リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態
4-2	町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5-5	地域活動の担い手不足や感染症の発生等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

取組一覧

① 要配慮者等への配慮の確保

①要配慮者等への配慮の確保		自治防災課、 健康づくり課、 福祉課、子育て支援課
総合振興計画基本方針	4-(3) 安心して暮らせるまちづくり	
- 福祉避難所開設訓練を実施する。 - 避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の策定を推進する。 - 高齢者等に対する各種サポート事業を実施し、災害時の情報伝達や避難行動等について周知を図る。		

(5) エネルギー

リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態

取組一覧

① 省エネルギー化の推進
② 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保
③ 次世代自動車の普及

①省エネルギー化の推進		生活環境エコタウン 課、各所管課
総合振興計画基本方針	4-(1) 人にやさしいまちづくり 4-(2) 環境にやさしいまちづくり	
・ 町有施設の改修工事に際し、エネルギー使用量と二酸化炭素排出量を削減するため、高効率機器や省エネ器具の導入を進める。 ・ 電気と熱を同時につくる高効率なコージェネレーションシステムの普及啓発を進める。 ・ 住宅の省エネ改修（窓・床・天井・壁の断熱改修）を推進し、エネルギーの使用量と二酸化炭素排出量を削減する。		

②再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保		生活環境エコタウン 課、総務課、 企画財政課
総合振興計画基本方針	4-(2) 環境にやさしいまちづくり	
・ 施設の新築や建築工事を伴う大規模改修に合わせ太陽光発電や太陽熱給湯設備の導入を検討する。 ・ 施設の設計の際に、断熱性能の向上や高効率機器への更新など省エネルギー化を図り、温室効果ガスの排出削減を率先的に推進する。		

- ・ 太陽光発電による、エネルギーの多重化を図るとともにEV（電気自動車）等を活用したエネルギーの施設間での融通（面的利用）を検討する。
- ・ エネルギーの安全・安心を確保するため、地域のエネルギーは地域で賄えるよう、住宅用の太陽光発電設備や蓄電池等の導入を促進する。

③次世代自動車の普及		生活環境エコタウン 課、企画財政課
総合振興計画基本方針	4-(2) 環境にやさしいまちづくり	
・ EV（電気自動車）・PHV（プラグインハイブリッド自動車）・FCV（燃料電池自動車）の充電インフラの整備、自動車の蓄電池の電力を家庭で利用する設備（V2H）の設置支援を進める。		

(6) 情報通信

リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
3-6	情報通信が輻輳・途絶する事態
4-2	町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態

取組一覧

① 情報通信体制の強化

①情報通信体制の強化		企画財政課
総合振興計画基本方針	4-(4) 社会基盤の維持管理・充実	
・ 情報システムに関する業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）を策定し、大規模災害発生時に非常時優先業務が適切かつ迅速に遂行できるよう、必要なＩＣＴ資源（情報システムや情報ネットワークなど）の整備を進める。 ・ 防災行政無線等災害情報の伝達手段の多様化、入替及び維持管理を行う		

(7) 産業

リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
4-2	町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5-3	給水停止が長期化する事態
6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
6-2	金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態
7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
8-6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

取組一覧

① 金融機能・産業機能の維持
② 産業を担う人材の育成・確保

①金融機能・産業機能の維持		産業振興企業誘致課
総合振興計画基本方針	2-(1) 賑わい・活力ある地域産業の創出	
- 町内中小企業におけるBCPの策定について、寄居町商工会と連携し、普及・支援を行う。 - 町制度融資の活用を促し、被災時の民間企業の事業継続を支援する。		

②産業を担う人材の育成・確保		産業振興企業誘致課、各所管課
総合振興計画基本方針	2-(3) 安定した雇用の創出	
- 建設業等への入職・職場定着、資格取得による処遇改善を支援する。 - 働く意欲のある誰もが、年齢、性別、障害の有無等に関わらず、自らの力を高め、適材適所の職場で活躍できるよう取組を進める。		

(8) 交通

リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
1-5	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-6	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2-1	救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態
3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
3-2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
3-3	旅客の輸送が長期間停止する事態
3-4	物資の輸送が長期間停止する事態
3-5	孤立集落が発生する事態
4-2	町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
6-2	金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態
8-2	町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

取組一覧

- | |
|--|
| ① 鉄道施設の整備等による安全性の向上
② 道路ネットワークの整備・通行の確保
③ 道路施設の長寿命化による安全性の向上 |
|--|

①鉄道施設の整備等による安全性の向上		まちづくり整備課
総合振興計画基本方針	4-(1) 人にやさしいまちづくり	
・ 地域鉄道の安全輸送のため、経営基盤の弱い事業者が実施する設備整備に対する支援を行う。		

②道路ネットワークの整備・通行の確保		まちづくり整備課
総合振興計画基本方針	4-(1) 人にやさしいまちづくり 4-(4) 社会基盤の維持管理・充実	
- 道路の通行を確保するため、災害時における道路啓開体制の強化を進める。 - 電柱倒壊による道路の閉塞、電力の供給停止を防ぐため無電柱化を推進する。 - 緊急輸送道路等の耐震補強、スマート I C 等への物流ルートとのアクセス確保のための道路整備、修繕等を推進する。 - 防災拠点や医療機関への交通アクセスルートの多重化を図るため、町外から本町につながる広域幹線道路を含む未接続道路等を整備する。 - 救助、避難、物資輸送を閉塞させないために、長寿命化・耐震化、浸水対策など幹線道路の交通網の確保対策や、狭あい道路の拡幅対策を図る。		

③道路施設の長寿命化による安全性の向上		まちづくり整備課
総合振興計画基本方針	4-(4) 社会基盤の維持管理・充実	
古い基準で建設された橋梁等の長寿命化を進めるとともに、経年劣化への対応のため計画的な修繕や更新を進め、管理道路の安全確保を図る。		

(9) 農業

リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
1-3	異常気象(洪水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
6-2	金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態
7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
8-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態

取組一覧

- ① 平常時からの農業生産の確保
- ② 農業生産基盤等の整備
- ③ 農業用ため池の防災対策
- ④ 森林の保全と林業生産性の向上

①平常時からの農業生産の確保		産業振興企業誘致課
総合振興計画基本方針	2-(1) 賑わい・活力ある地域産業の創出	
- 新規就農者の就農後の定着を図るため国の制度を活用するとともに、関係機関が連携して質の高い新規就農者の育成等を支援する。また、平常時から荒廃農地解消や農地集約により農地の健全な維持を図り、生産体制の強化に向けた機械・設備等の整備支援を進める。 - 基幹的農業水利施設の計画的な補修・更新を進める。自治会や水利組合、土地改良区等へ農地の多面的機能の周知を進め、農地維持を進める。 - スマート農業を推進し、農作業の効率化や省力化による生産性の向上を図る。		

②農業生産基盤等の整備		産業振興企業誘致課
総合振興計画基本方針	2-(1) 賑わい・活力ある地域産業の創出	
・ 低コストで効率的に農地の大区画化を行うほ場整備を進める。基幹的農業水利施設の計画的な補修・更新を進める。 ・ 鳥獣害対策指導者の育成、地域での被害防止活動への支援により、鳥獣害被害対策を進める。		

③農業用ため池の防災対策		産業振興企業誘致課
総合振興計画基本方針	4-(3) 安心して暮らせるまちづくり	
・ 防災重点農業用ため池の劣化状況評価を実施し、耐震・豪雨及び劣化状況評価の結果、基準を満たさないため池の防災・減災対策を進める。		

④森林の保全と林業生産性の向上		産業振興企業誘致課
総合振興計画基本方針	2-(1) 賑わい・活力ある地域産業の創出	
	4-(2) 環境にやさしいまちづくり	
・ 森林の循環利用の実現に向け、森の若返りの推進、林業生産性の向上、担い手の育成を図る。また、住宅分野での利用拡大、公共施設の木造化・木質化や木質バイオマスの利活用により県産木材の利用を推進する。		

(10) 国土保全

リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
1-3	異常気象(洪水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
2-1	救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態
3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
3-3	旅客の輸送が長期間停止する事態
3-4	物資の輸送が長期間停止する事態
3-5	孤立集落が発生する事態
3-6	情報通信が輻輳・途絶する事態
4-2	町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
5-3	給水停止が長期化する事態
5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
6-2	金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態
7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
8-2	町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
8-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態

取組一覧

- | |
|--|
| ① 治水施設の整備・減災に向けた取組の強化
② 土砂災害等の警戒避難体制の整備 |
|--|

①治水施設の整備・減災に向けた取組の強化		産業振興企業誘致課、 まちづくり整備課、 上下水道課
総合振興計画基本方針	4-(3) 安心して暮らせるまちづくり 4-(4) 社会基盤の維持管理・充実	
- 大規模自然災害時の被害を極力抑え、迅速な再建・回復ができるよう、河川の整備や老朽化しているポンプ施設の計画的な長寿命化等により、治水安全度の向上を図り、被害の広域化、長期化を防ぐ。 - 防災重点農業用ため池の劣化状況評価を実施し、耐震・豪雨及び劣化状況評価の結果、基準を満たさないため池の防災・減災対策を進める。		

②土砂災害等の警戒避難体制の整備		自治防災課、 まちづくり整備課
総合振興計画基本方針	4-(3) 安心して暮らせるまちづくり	
- 土砂災害により被害が発生するおそれのある土砂災害警戒区域等について、警戒避難体制等の整備を進める。 - ハザードマップを適時改訂し、住民に周知を行う。		

(11) ライフライン

リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
1-3	異常気象(洪水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
3-4	物資の輸送が長期間停止する事態
4-2	町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
5-3	給水停止が長期化する事態
5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態

取組一覧

- | |
|---------------------------------|
| ① 市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化 |
| ② 安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化 |

①市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化		生活環境エコタウン課、上下水道課
総合振興計画基本方針	4-(4) 社会基盤の維持管理・充実	
・ 公共下水道、農業集落排水、浄化槽等の適切な役割分担のもと、生活排水等を適切に処理する施設の整備を進める。 ・ 下水道施設では、市街地等の下水処理を継続できるように非常用電源設備等を確保する。 ・ 下水道施設の点検調査、機能診断を行い、修繕、更新等を実施する。 ・ 緊急輸送道路等の災害時に通行を確保する必要がある道路上にあるマンホールの点検調査、老朽蓋の交換を実施する。 ・ 浄化槽整備区域では、合併処理浄化槽への転換を促進する。 ・ 災害時の行政機能の低下を補完するため、災害時支援に関するルールによる応急対応が実施できるよう備える。また、被災時の下水道使用による溢水や応急復旧の遅れを防ぐため下水使用制限要請ができるよう備える。		

②安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化		上下水道課
総合振興計画基本方針	4-(4) 社会基盤の維持管理・充実	
・ 水質が安全であることを確保するため、水源の水質を定期的に監視するとともに、水質に応じた適切な浄水処理を実施する。 ・ 災害に備えて、浄・配水施設の耐震化、非常用自家発電設備等の整備を計画的に進める。		

(12) 教育

リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-3	異常気象(洪水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
2-1	救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態
4-2	町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
7-1	消防力低下等により、大規模延焼火災が発生する事態

取組一覧

① 学校の災害対応力の向上

①学校の災害対応力の向上		教育委員会
総合振興計画基本方針	1-(2) 成長と学びの環境の充実 4-(1) 人にやさしいまちづくり 4-(3) 安心して暮らせるまちづくり	
- 学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努める。各学校において地域の関係機関との連携を推進する。 - 指定避難所となる体育館等について、大規模改修等の機会を捉えて移動式空調等に要する電源設備の整備を進めていく。 - 小中学校では、安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できる児童生徒の育成に努める。 - 小中学校施設については、トイレの洋式化や老朽化した校舎の大規模改修を計画的に進める。 - 学校給食施設については、老朽化した学校給食センターを災害対応機能を備えた給食施設へ更新する。 - 指定避難所である小中学校は、防災倉庫等の備蓄品を活用した訓練を実施し、災害時に迅速に活用できるよう備える。		

(13) 土地利用

リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態

取組一覧

① 計画的な土地利用の推進
② 発災前からの都市の復興への備え

①計画的な土地利用の推進		自治防災課
総合振興計画基本方針	4-(1) 人にやさしいまちづくり 4-(3) 安心して暮らせるまちづくり	
地震被害想定調査結果や土砂災害危険箇所等を掲載したハザードマップの公表などを通じ、災害リスクの少ない土地利用への誘導を図る。		

②発災前からの都市の復興への備え		自治防災課、 まちづくり整備課
総合振興計画基本方針	4-(1) 人にやさしいまちづくり 4-(3) 安心して暮らせるまちづくり	
- 都市機能の維持のためのコンパクトシティとネットワークの形成といった観点から土地利用を形成していく。 「復興まちづくりイメージトレーニング」等を実施することにより、復興まちづくりの課題の抽出や復興に携わる人材の育成・確保を行う。 - 復興期に必要な住戸の確保について、住宅の自力再建ができるよう地震保険の啓発を進めるとともに、公営住宅の空き住戸の提供や災害公営住宅の整備等、効果的な住宅対策に努める。		

(14) 環境

リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
7-3	危険物・有害物資等が流出する事態
8-1	大量に発生する災害廃棄物・一般廃棄物等の処理が停滞する事態

取組一覧

① 災害廃棄物の適正処理の推進
② 有害物質等の流出対策の確実な実施

①災害廃棄物の適正処理の推進		生活環境エコタウン課
総合振興計画基本方針	4-(2) 環境にやさしいまちづくり	
・ 寄居町災害廃棄物処理計画に基づき、短期間に大量に発生する災害廃棄物を適切に処理する。		

②有害物質等の流出対策の確実な実施		生活環境エコタウン課
総合振興計画基本方針	4-(2) 環境にやさしいまちづくり	
・ 事業者への継続的な指導・啓発を行うとともに、発災後に流出した有害物質の感知や災害対応に必要な資機材の整備等により、流出事故に迅速に対応できる体制を確保する。 ・ 石綿（アスベスト）の飛散防止対策を徹底するとともに、石綿を含む特別管理廃棄物について、一時管理場所の確保など、適正な処理体制づくりを推進する。		

6-4 横断的分野ごとの取組の方向性

(15) 地域づくり・リスクコミュニケーション

取組一覧

- | |
|--|
| ① 自助と共助による地域単位の防災力の向上
② 防災知識の普及啓発
③ 防犯対策の推進
④ 平常時からの連携関係の確立
⑤ 避難所の公衆衛生と生活の質の確保
⑥ 避難所の運営 |
|--|

①自助と共助による地域単位の防災力の向上		自治防災課、福祉課
総合振興計画基本方針	1-(3) 活躍の場の充実 4-(3) 安心して暮らせるまちづくり	
・ 減災に向けた自助の取組のきっかけとして、家具の固定、災害用伝言サービスの体験、3日分以上の水・食料の備蓄の「3つの自助の取組」を働きかける防災事業等を実施する。 ・ 地域での共助の取組の中心となる自主防災組織のリーダーの育成や、自主防災組織の資機材整備等の取組への支援を行う。 ・ 元気な高齢者が地域活動やボランティア活動に参加するきっかけづくり等の支援を進める。		

②防災知識の普及啓発		自治防災課
総合振興計画基本方針	4-(3) 安心して暮らせるまちづくり	
・ 自助・共助の観点から地震災害への備えを充実させるため、防災への取組方法を具体的にわかりやすくまとめた資料を作成するとともに、民間団体等の取組も活用して防災知識の普及啓発を進める。 ・ 台風などの風水害への早めの準備と避難のため、避難に備えた行動を一人ひとりがあらかじめ決めたマイ・タイムラインの作成・在宅避難に向けた準備など、適切な避難行動に関する普及啓発を行う。 ・ 自主防災組織、自治会等の地域団体や企業等を対象に「災害対策セミナー」や出前講座を実施する。		

③防犯対策の推進		生活環境エコタウン課
総合振興計画基本方針	4-(3) 安心して暮らせるまちづくり	
・ 防犯推進連絡会や地域と連携し、防犯対策・防犯活動を推進することで、町民一人一人の防犯意識の醸成を図る。また、犯罪の起きにくい社会の実現のため、環境の整備を進める。		

④平常時からの連携関係の確立		自治防災課
総合振興計画基本方針	4-(3) 安心して暮らせるまちづくり	
- 幅広い業種の企業等と災害時応援協定を締結し、協定の実効性を高める取組を進める。 - 被災時の物資輸送については、民間事業者等との協定締結による、町内の民間倉庫等に救援物資の一時保管や機材・人材・物流専門家の派遣等について備えを進めるとともに、避難所に物資が届くよう連携の強化を図る。		

⑤避難所の公衆衛生と生活の質の確保		自治防災課、 生活環境エコタウン課
総合振興計画基本方針	4-(3) 安心して暮らせるまちづくり	
- 平常時からの体制整備、訓練や研修の実施、災害発生時の役割分担や受援体制に関する整備等を進める。 - 平常時から飼い主に災害時のペット同行避難等、飼育動物に係る災害時の備えについて啓発を行う。 - 被災時に車中泊避難が発生することを前提とした避難者対応等を検討する。 - 避難所の環境改善の一環として、災害用トイレの充実、パーティションや段ボール製簡易ベッド等の備蓄を推進する。		

⑥避難所の運営		自治防災課、福祉課、 子育て支援課
総合振興計画基本方針	4-(3) 安心して暮らせるまちづくり	
・ 避難所における要配慮者への支援等について検討する。 ・ 避難所運営関係者が有効に活用できる情報の一元化等を検討する。 ・ 基礎的な避難所運営の知識を身に付けるとともに、避難所運営体制を整備する。 ・ 福祉避難所の開設訓練や広報の実施、ヘルプカードの作成・配布、福祉避難所の環境整備等を行う。		

(16) 老朽化対策

取組一覧

① 公共施設の計画的な老朽化対策の推進

①公共施設の計画的な老朽化対策の推進		企画財政課 各所管課
総合振興計画基本方針	4-(1) 人にやさしいまちづくり	
・ 公共施設等総合管理計画等に基づき、耐震化を含め、適切な維持管理を行う。		

第7章 地域強靱化の推進に向けて

7-1 地域強靱化に向けた推進体制の確保

地域強靱化に関する具体的な取組については、本計画の第5章、第6章及び寄居町地域防災計画等の当該取組が位置付けられた計画等に基づき着実に推進するものとする。

本計画は、町だけでなく、ライフライン事業者、民間企業等の関係主体による取組を含め、本町における強靱化施策を推進するための基本的な指針となるものである。本計画及び本計画の策定に先立ち実施した脆弱性評価の結果を踏まえ、町民、民間企業及び行政機関等、社会を構成する主体が担うそれぞれの役割を理解し、自主的かつ積極的に取り組むことが必要である。

(1) 町民の役割

大規模自然災害が発生した場合、現在の当たり前の日常が一変し、必要な物資が手に入らないなど制約のある生活となることが予測される。

平常時から備える「3つの自助の取組※」等により自らの命を守るとともに、住宅を耐震化するなど生活の基盤を維持できるよう備えておくことが期待される。

加えて、「自分の地域は自分で守る」ため、近所とのつながりづくりや自主防災組織への参加を通じて平常時から助け合い（共助）の体制づくりを進めることが期待される。

※家具の固定、災害用伝言サービスの体験利用、3日分以上の水・食料の備蓄

(2) 民間企業の役割

民間企業による経済活動は、町民の安定した生活を支え、社会貢献活動を行うなど、地域で大きな役割を担っている。大規模自然災害が発生した場合にも、経済活動の基盤となる施設を維持できるよう災害に強い施設を備えておくとともに、地域経済を停滞させないよう活動を継続することが期待される。

また、地域社会の一員として、地域における助け合い（共助）の活動に積極的に参加・貢献するなど、地域の状況に応じた社会的責任を果たすことも期待される。

加えて、町民生活や経済活動の基盤となるライフラインを担う企業においては、大規模自然災害による影響を受けないよう施設の耐震化等により備えるとともに、被災した場合もできるだけ早期に平常時のサービス水準を回復できるようにすることが期待される。

(3) 行政機関の役割

本町の強靱化を実効性のあるものとするためには、大規模自然災害のリスク等を直視し、本計画に基づき、地域強靱化の取組を総合的かつ計画的に進めることが必要である。

また、町民、民間企業等の各主体が積極的に強靱化に取り組めるような環境整備や情報提供等を進めていく。

なお、本計画に基づく事業の実施については、（別冊）資料編に基づき、交付金・補助金等の活用に努めるものとする。

7-2 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、誰一人取り残さない世界を目指すために国際社会が取り組むべき共通の目標として、SDGs（持続可能な開発目標）が示されました。

SDGsの理念は、国内の地域課題解決に貢献するもので、地域創生の実現に資するものである。

地域強靱化に関する取組は、総合振興計画と同様に、持続可能な開発目標であるSDGsの視点を取り入れて、全庁が一丸となり推進していく。

令和4年3月 作成

令和6年3月 修正 課の再編及び地域防災計画改定による修正

令和7年4月 修正 課の再編による修正

寄居町国土強靱化地域計画

発行／寄居町

369－1292 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1

TEL048－581－2121(代) FAX048－581－5100
